

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年11月13日
【四半期会計期間】	第68期第2四半期（自平成20年7月1日至平成20年9月30日）
【会社名】	大日本スクリーン製造株式会社
【英訳名】	DAINIPPON SCREEN MFG. CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 橋本正博
【本店の所在の場所】	京都市上京区堀川通寺之内上る4丁目天神北町1番地の1
【電話番号】	京都（075）414-7155（代表）
【事務連絡者氏名】	経理戦略室長 巽光司
【最寄りの連絡場所】	京都市上京区堀川通寺之内上る4丁目天神北町1番地の1
【電話番号】	京都（075）414-7155（代表）
【事務連絡者氏名】	経理戦略室長 巽光司
【縦覧に供する場所】	大日本スクリーン製造株式会社東京支店  （東京都千代田区九段南2丁目3番14号靖国九段南ビル）  株式会社東京証券取引所  （東京都中央区日本橋兜町2番1号）  株式会社大阪証券取引所  （大阪市中央区北浜1丁目8番16号）

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第68期 第2四半期連結 累計期間	第68期 第2四半期連結 会計期間	第67期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日	自平成20年 7月1日 至平成20年 9月30日	自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日
売上高(百万円)	122,823	70,760	279,816
経常利益(百万円)	2,147	3,317	7,540
四半期(当期)純利益又は 四半期純損失( ) (百万円)	1,263	1,788	4,577
純資産額(百万円)	-	115,765	122,874
総資産額(百万円)	-	296,602	291,114
1株当たり純資産額(円)	-	484.47	514.26
1株当たり四半期(当期)純利益金額又は四半期純損失金額( ) (円)	5.32	7.53	18.81
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	6.95	17.39
自己資本比率(%)	-	38.8	41.9
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	1,391	-	7,934
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	4,396	-	16,509
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	5,472	-	669
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	-	27,150	24,980
従業員数(人)	-	5,184	5,041

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。

2 売上高には消費税等を含まない。

3 第68期第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載していない。

## 2【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容に重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 3【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数（人）	5,184
---------	-------

（注）従業員数は就業人員（当社及び連結子会社から外部への出向者を除き、外部から当社及び連結子会社への出向者を含む）である。

### (2) 提出会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数（人）	2,318
---------	-------

（注）従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）である。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第2四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりである。

事業の種類別セグメントの名称	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
電子工業用機器(百万円)	44,892
画像情報処理機器(百万円)	9,794
その他(百万円)	317
合計(百万円)	55,004

- (注) 1 金額は販売予定価格によっている。  
2 上記金額には消費税等を含まない。

#### (2) 受注状況

当第2四半期連結会計期間における受注状況を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりである。

事業の種類別セグメントの名称	受注高(百万円)	受注残高(百万円)
電子工業用機器	38,069	108,433
画像情報処理機器	16,330	6,712
その他	124	-
合計	54,523	115,145

- (注) 上記金額には消費税等を含まない。

#### (3) 販売実績

当第2四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりである。

事業の種類別セグメントの名称	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
電子工業用機器(百万円)	53,515
画像情報処理機器(百万円)	16,664
その他(百万円)	581
合計(百万円)	70,760

- (注) 1 セグメント間の取引については相殺消去している。  
2 上記金額には消費税等を含まない。  
3 「その他」には受注生産以外のものが含まれている。

## 2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

## 3【財政状態及び経営成績の分析】

### (1)業績の状況

当第2四半期連結会計期間における世界経済は、米国発の金融不安が各国経済に影響を及ぼし始め、世界的に景気減速の動きが顕著になりました。わが国経済におきましても、世界的な景気減速懸念や急激な円高から輸出企業を中心に企業収益の悪化が予想され、先行き不透明感から個人消費マインドが悪化するなど、景気の減速感が急速に強まりました。

当社グループを取り巻く事業環境では、半導体業界において、デジタル家電やパソコン、携帯音楽プレーヤーなど最終製品の需要鈍化による半導体需給バランスの悪化から、メモリー価格の低迷が続き、メーカー各社の設備投資は低調に推移しました。

このような状況の中、当第2四半期連結会計期間における当社グループの業績につきましては、FPD製造装置の売上は大幅に増加しましたが、主力の半導体製造装置の売上が大幅に減少し、売上高は707億6千万円、営業利益は48億9千7百万円となりました。

また、営業外費用において持分法による投資損失や為替差損などを計上した結果、経常利益は33億1千7百万円、四半期純利益は17億8千8百万円となりました。

事業の種類別セグメントの業績は以下のとおりです。

電子工業用機器事業におきましては、半導体製造装置は、メモリー価格の低迷により引き続き半導体メーカーの設備投資が低調に推移し、売上は大きく減少しました。製品別では、バッチ式洗浄装置の売上の減少が著しく、関連会社から生産を受託しているコータ・デベロッパの売上も減少しました。一方、FPD製造装置は、台湾、韓国向けを中心に、液晶用コータ・デベロッパなどが大きく売上を伸ばしました。以上から、当セグメントの売上高は535億1千5百万円、営業利益は36億1千1百万円となりました。

画像情報処理機器事業では、海外向けを中心にCTP(Computer to Plate)関連製品が売上を伸ばすとともに、POD(プリント・オン・デマンド)を可能にするデジタル印刷機も比較的堅調に推移しました。また、Inca Digital Printers社の大型インクジェットプリンターも新製品が寄与し、売上を伸ばしました。以上から、当セグメントの売上高は166億6千4百万円、営業利益は12億8千3百万円となりました。

その他事業につきましては、売上高は5億8千1百万円、営業利益は2百万円となりました。

所在地別セグメントの業績は以下のとおりです。

日本では、液晶製造装置の売上が大幅に増加しましたが、半導体製造装置の売上が大幅に減少し、売上高は469億2千2百万円、営業利益は38億7千4百万円となりました。

北米地域では、画像情報処理機器の売上は概ね順調に推移しましたが、半導体製造装置の売上が減少し、売上高は100億4千1百万円、営業利益は4億7千6百万円となりました。

アジア・オセアニア地域では、半導体製造装置の売上が減少し、売上高は57億9千5百万円、営業利益は3億8千4百万円となりました。

欧州地域では、画像情報処理機器の売上は増加しましたが、半導体製造装置の売上が減少し、売上高は80億円、営業利益は1億2千2百万円となりました。

### (2) 財政状態及び資本の財源についての分析

当第2四半期連結会計期間末の資産合計は2,966億2百万円と前連結会計年度末に比べ54億8千8百万円(1.9%)増加しました。流動資産では、受取手形及び売掛金が前連結会計年度末に比べ129億3千万円減少しましたが、たな卸資産は133億7千2百万円増加しました。固定資産では、保有株式の時価下落、持分法による投資損失の計上などにより、投資有価証券が56億1千9百万円減少しました。また、「リース取引に関する会計基準等」の適用により、転貸リースに係るリース投資資産(債権)が15億2千7百万円、リース資産が79億3百万円、リース債務が99億7百万円それぞれ増加しました。

なお、有利子負債につきましては、短期借入金および長期借入金による資金調達のほか、上記リース債務の計上により、前連結会計年度末に比べ183億3千3百万円(32.2%)増加し、752億5千7百万円となりました。

純資産から少数株主持分を除いた自己資本は、保有株式の時価下落によりその他有価証券評価差額金が減少したほか、四半期純損失の計上、配当金の支払いなどにより利益剰余金が減少した結果、1,150億1千6百万円と前連結会計年度末に比べ70億7千7百万円(5.8%)減少しました。

自己資本が減少した一方で、リース資産の計上などにより資産合計が増加した結果、当第2四半期連結会計期間末の

自己資本比率は前連結会計年度末の41.9%から3.1ポイント減少し38.8%となりました。

### (3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前四半期連結会計期間末に比べ35億5千3百万円減少し、271億5千万円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりです。

#### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

売上債権の増加、たな卸資産の増加などの支出項目が、税金等調整前四半期純利益、減価償却費、仕入債務の増加などの収入項目を上回った結果、16億8千9百万円の支出となりました。

#### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

有形固定資産の取得による支出などにより、14億4千5百万円の支出となりました。

#### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

短期借入金およびリース債務の返済などを実施した一方で、長期借入金による資金調達を行い、3億5千5百万円の収入となりました。

### (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更および新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第127条各号に掲げる事項)は次のとおりであります。

### 株式会社の支配に関する基本方針について

当社は、平成19年6月27日開催の第66回定時株主総会におけるご承認に基づき、特定の株主又は株主グループによって当社の株式の一定規模以上の買付行為が行われた場合の対応策(以下「本施策」といいます。)を導入しております。

本施策は、特定株主グループの議決権保有割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注1)の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権保有割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(取引所有価証券市場における買付、公開買付、その他具体的な買付方法の如何を問いませんが、当社取締役会が予め同意したものを除きます。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)が、当社グループの企業価値に重大な影響を及ぼす場合において、当社グループの企業価値を確保し又は向上させるため、大規模買付行為に適切な対応を行うことを目的としております。ここでいう特定株主グループとは、当社株券等の保有者(注2)及びその共同保有者(注3)、又は当社株券等の買付等(注4)を行う者及びその特別関係者(注5)をいい、議決権保有割合とは、特定株主グループが上記の場合においては当該保有者の株券等保有割合(注6)をいい、特定株主グループが上記の場合においては当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合(注7)の合計をいいます。

(注1) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下、同じとします。

(注2) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。

(注3) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。

(注4) 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。以下、同じとします。

(注5) 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下、同じとします。

(注6) 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいい、当該保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。)も計算上考慮されるものとします。

(注7) 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいいます。

### 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、その前身である石田旭山印刷所(明治元年創業)が写真製版用ガラススクリーンの国産化に成功したのを機に、昭和18年、同ガラススクリーン製造技術を事業化するベンチャー企業として設立され、設立以来、ガラススクリーンの製造で培われてきた『フォトリソグラフィ(注8)』をコア技術として各種写真製版用機器を開発・製造し、印刷関連機器の総合メーカーとして成長するとともに、半導体、液晶や有機ELなどフラットパネルディスプレイ(FP

D)、プリント配線板などエレクトロニクス分野の事業へそのコア技術を展開し、今日の大日本スクリーングループを築きあげてきました。

この間、当社は、フォトリソグラフィ技術を基礎として新しい事業や技術・製品の創造に常にチャレンジする「思考展開」を経営理念とし、さらに、企業の未来永続的な存続と繁栄のために、企業理念として『未来共有（未来をみつめ社会の期待と信頼に応える）』、『人間形成（働く喜びを通じて人をつくる）』、『技術追究（独自技術の追究と技術の融合を推進する）』を掲げ、全社員が活力ある企業体質を作り出すとともに、株主、顧客、取引先にとどまらず、社会的責任を果たすものとして、地域社会との調和、環境への配慮など広範囲のステークホルダーの利益を最大限に追求してきました。

このような事業展開を推進してきた一つの帰結として、当社の企業価値は、中長期的な視点に立ち、半導体製造装置やFPD製造装置を中心とした電子工業用機器事業を主力事業に据え、コア技術の源流である印刷関連機器を取り扱う画像情報処理機器事業、並びにこれらの関連事業との有機的な結合によって確保・向上されるべきものとしており、これら事業を生み出したコア技術やそれらを支えるステークホルダーのシナジー効果こそが当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の源泉であると考えております。従いまして、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、上述の当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的に確保・向上することができる者でなければならないと考えております。

当社は、大規模買付者の行う大規模買付行為であっても、株主がこれを受け容れて大規模買付行為に応じるか否かの判断は、最終的に株主の判断に委ねられるべきものであると考えております。しかしながら、大規模買付行為は、それが成就すれば、当社グループの経営に直ちに大きな影響を与えうるだけの支配権を取得するものであり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しており、実際には、大規模買付者に関する十分な情報の提供なくしては、株主が当該大規模買付行為により当社グループの企業価値に及ぼす影響を適切に判断することは困難であります。とりわけ、上述した当社グループの企業価値に関わる特殊事情をも考慮すると、当社は、大規模買付者をして株主の判断に必要なかつ十分な情報を提供せしめること、さらに、大規模買付者の提案する経営方針等が当社グループの企業価値に与える影響を当社取締役会が検討・評価して株主の判断の参考に供すること、場合によっては、当社取締役会が大規模買付行為又は当社グループの経営方針等に関して大規模買付者と交渉又は協議を行い、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替的提案を株主に提示することも、当社の取締役としての責務であると考えております。

さらに、近時の日本の資本市場と法制度の下においては、当社グループの企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような大規模買付行為がなされる可能性も決して否定できない状況にあります。かかる状況の下においては、当社は、大規模買付者による情報提供、当社取締役会による検討・評価といったプロセスを確保するとともに、当社グループの企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付行為に対する対抗措置を準備しておくことも、また当社の取締役としての責務であると考えております。

（注8）フォトリソグラフィとは、写真現像技術を応用して微細なパターンを形成する技術をいいます。

当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループは、前述の基本方針を具体化するために、「新たな成長へ、3,000億円企業への飛躍」を経営目標とした、連結中期3ヵ年経営計画「Vision2008」（平成19年3月期～平成21年3月期）に取り組んでおります。「Vision2008」では、既存事業の拡充及び技術の複合化と応用による周辺事業への展開によりすべてのステークホルダー（利害関係者）にとって魅力ある企業グループへと成長を続けることを基本方針とし、以下の課題に取り組んでいます。

#### 新たな成長へ選択と集中

既存事業の拡充と周辺事業への展開を積極的に進め、スクリーンブランド価値の向上および知的財産の戦略的展開を図ります。

新たな成長のための基盤作りのひとつとして、電子工業用機器事業分野を中心に設備投資を実施しています。平成18年11月より彦根地区事業所にて2つの新工場を稼働し、半導体製造装置とFPD製造装置の生産能力の増強を図りました。また、平成19年4月に建設に着工した半導体製造プロセスならびに装置の開発拠点「プロセス技術センター」が完成し、半導体ウエハー洗浄技術のさらなる強化に向けて平成20年4月より本格稼働に入りました。併せて、内外の有力企業との連携や技術融合など、M&Aやアライアンスも選択肢のひとつとして積極的に取り組んでいきます。

#### 技術が牽引

「技術のスクリーン」「ものづくりのスクリーン」を標榜し、開発力・設計力・製造力を強化します。グループ最大の開発拠点である「ホワイトカンバス洛西」に技術者を集約することで、要素開発力の強化、開発の効率性の向上、市場を見据えた製品開発、製品品質のさらなる向上を推進しています。また、製品開発・製造の連携を密にし品質競争力・コスト競争力・調達力を向上するため、全社的に「ものづくり」の改革に取り組んでいます。さらに、他企業、研究機関、大

学関係など産官学連携の活発化を促進し、新製品・新技術・新事業の創出を目指しています。

#### C S R 経営の推進

企業経営において、コンプライアンスはもとより、透明性、健全性や効率性を追求し、すべてのステークホルダーの総合的な利益の確保を目指しています。コーポレート・ガバナンスの強化、内部統制機能の充実、環境安全経営の充実を重要な経営課題と位置付け、これらを推進します。

平成18年5月に内部統制の体制整備に関する取締役会決議を行い、これに則り、内部統制の意義・内容の周知、各組織・グループ会社の主要業務の文書化、コンプライアンス体制の整備、ビジネスリスク管理体制の整備、財務報告の信頼性確保のための体制整備に取り組んでいます。

代表取締役社長を委員長とする「内部統制委員会」を設置して、企業グループ全体のビジネスリスク管理、内部統制の基本方針や整備計画の審議・決定ならびに進捗状況の確認などを行っています。

#### グローバル&グループ経営

企業グループのシナジーを最大限に発揮するため、インフラの整備を進め、よりグローバルな経営体制づくりを行っていきます。具体的には、時代のニーズに即したファイナンス戦略やIT戦略を策定し実践します。

#### 「思考展開」でバリューアップ

当社グループの事業展開の信条である「思考展開」により、社員各自が各々の仕事に一層の付加価値を生み出し、全社で企業価値の向上を目指します。

当社グループは、これら計画の達成にまい進するとともに、日々の事業活動を通じて、企業としての社会的責任を果たし、産業と文化、社会の発展へ尚一層貢献することにより、当社の企業価値・株主共同の利益のさらなる向上を目指しており、これらの取組みは会社の支配に関する基本方針の実現にも資するものと考えております。

会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、前述の基本方針を具体化する施策として、大規模買付者が従うべき一定の情報提供等に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）並びに、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合又は大規模買付行為によって当社グループの企業価値が毀損される場合に当社がとりうる対抗措置（以下「大規模買付対抗措置」といいます。）について、その要件及び内容を以下のとおり定めています。

#### (1)大規模買付ルール

##### 取締役会に対する情報提供

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、当社株主の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本情報」といいます。）を書面で提供していただきます。これは、当該大規模買付行為に関し、株主が適切な判断を行い、かつ当社取締役会が適切な検討・評価を行うことを目的としております。

具体的には大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所又は本店所在地、代表者の氏名、国内連絡先、設立準拠法（外国法人の場合）及び提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書を提出していただきます。当社代表取締役は、係る意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供していただく本情報のリストを当該大規模買付者に対して交付します。本情報の一般的項目は以下のとおりです。

- イ．大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）の概要（沿革、役員構成、主要業務、主要株主、グループ組織図、直近3ヵ年の有価証券報告書又はこれに相当する書面、連結財務諸表を含む。）
- ロ．大規模買付行為の目的及び具体的内容
- ハ．大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）の株券等保有割合及び保有株券等の数
- ニ．大規模買付行為における当社株券等の取得価格の算定根拠、取得資金の裏付け、並びに資金調達の具体的内容及び条件
- ホ．大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）が当社グループの経営権を取得した場合における、経営方針、経営計画、事業計画、財務政策、資本政策、配当政策、経営権取得後3年間の経営・財務諸表の目標数値及び算出根拠、並びに役員候補者及びその略歴
- ヘ．大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）と当社グループの主要取引先との間の従前の取引関係及び競合関係
- ト．大規模買付行為実行後における、大規模買付者のグループ内における当社グループの役割
- チ．当社グループの従業員、主要取引先、顧客、地域社会その他の当社グループの利害関係者との関係について、大規模買付行為実行後に予定する変更の内容



リ、現金以外の対価をもって大量買付行為を行う場合における対価の価額に関する情報

又、大規模買付者が提供する本情報を記載した書面の記載内容が重要な点において真実かつ正確であり、重要な事実につき誤解を生ぜしめる記載又は記載の欠落を含まない旨の、責任者による宣誓

大規模買付者が当初に提出した情報だけでは本情報として不十分であると認められる場合は、当社取締役会が、大規模買付者に対し、十分な本情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。また、大規模買付者が提出した本情報は、株主の判断に必要かつ適切と認められる範囲において、必要かつ適切と認められる時点で、その全部又は一部を開示いたします。

#### 取締役会における検討及び評価

次に、大規模買付者には、当社取締役会に対する本情報の提供を完了した日から60日間（大規模買付行為が、対価を現金のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）（以下「取締役会評価期間」といいます。）が経過するまでは、大規模買付行為を行わないこととしていただきます。これは、株主共同の利益のため、当社取締役会に、本情報の検討及び評価、大規模買付者との交渉及び協議、大規模買付行為に関する意見形成、株主に対する代替提案の作成及び提示等を行う機会を与えていただくためです。

当社取締役会は、取締役会評価期間中、独立委員会の勧告、外部専門家等の助言を受けながら、提供された本情報の検討及び評価を行い、当該大規模買付行為又は当該大規模買付者の提案に係る経営方針等についての当社取締役会としての意見を慎重に取り纏めます。

#### 独立委員会

当社取締役会は、大規模買付ルールを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上7名以下とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、社外監査役又は社外有識者の中から選任します。取締役会評価期間中、当社取締役会は、本情報及び本情報の取締役会による評価及び分析結果を独立委員会に提供します。独立委員会は、取締役会の諮問に基づき、取締役会による評価、分析結果及び外部専門家の意見を参考にし、また、判断に必要と認める情報等をみずから入手、検討して、イ．大規模買付者が提供する情報が十分なものであるか、ロ．大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか、ハ．大規模買付対抗措置の発動要件を満たしているか、ニ．その他取締役会が判断すべき事項のうち、取締役会が独立委員会に諮問した事項について、取締役会に勧告します。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を取り纏めて公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件の改善について交渉及び協議を行い、当社取締役会として、株主に対し、当社グループの経営方針等についての代替的提案を提示することもあります。

当第2四半期連結会計期間末における独立委員会の委員は、長田豊臣（学校法人立命館理事長）、立石義雄（当社社外取締役）、伊佐山建志（同）、松本徹（同）、城田秀明（当社社外監査役）、前川昭彦（同）の各氏であります。

## (2) 大規模買付対抗措置

#### 大規模買付対抗措置の内容

大規模買付者が大規模買付ルールに定める手続に従うことなく大規模買付行為を行った場合等、後記 に述べる一定の大規模買付対抗措置の発動の要件をみたす場合は、当社取締役会は、新株予約権の発行、株式分割等、会社法その他の法令及び当社定款によって認められる相当な大規模買付対抗措置を決議することができるものとします。

具体的な大規模買付対抗措置として株主に対する無償割当の方法によって新株予約権を発行する場合には、一定割合以上の議決権保有割合の特定株主グループに属さないことなどの行使条件を付する場合があります。なお、機動的に新株予約権の発行ができるよう、新株予約権の発行登録書を提出する場合があります。

#### 大規模買付対抗措置の発動の要件

当社取締役会が、具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議することができるのは、次の各号に定める要件を具備する場合に限るものとします。

イ．大規模買付者が意向表明書を当社取締役会に提出せず、又はその他大規模買付ルールに定める十分な情報提供を行うことなく大規模買付行為を行った場合、大規模買付者が取締役会の評価期間が経過する前に大規模買付行為を行った場合、その他大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合は、当社取締役会は、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。

ロ．大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合は、当社取締役会が、意向表明書及び本情報の内容を検討・評価した結果、当該大規模買付行為に反対の意見を有するに至ったときでも、当該大規模買付行為につき反対意見

を表明し、又は当社グループの経営方針等について当社取締役会としての代替的提案を提示することはあっても、原則として大規模買付対抗措置の発動を決議しないものとします。

ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合であっても、大規模買付行為が当社グループの企業価値又は株主共同の利益を著しく毀損すると判断されたときは、当社取締役会が相当な大規模買付対抗措置の発動を決議することを否定するものではありません。具体的には、次の各号のいずれかの類型に該当する場合には、当社グループの企業価値又は株主共同の利益を著しく毀損する大規模買付行為に該当するものと考えます。

- (i) 当該大規模買付行為又は経営権取得の目的が、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価を上げ高値で株券等を会社関係者に引き取らせることにある場合（いわゆるグリーンメイラーの場合）。
- (ii) 当該大規模買付行為又は経営権取得の目的が、主として、当社グループの事業経営上必要な不動産、動産、知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先、顧客等その他の当社グループの資産を当該大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）に移譲させること（いわゆる焦土化経営）にある場合。
- (iii) 当該大規模買付行為又は経営権取得の目的が、主として、当社グループの資産の全部又は重要な一部を当該大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）の債務の担保や弁済原資として流用することにある場合。
- (iv) 当該大規模買付行為又は当社グループの経営権取得の目的が、主として、会社経営を一時的に支配して、当社グループの所有する不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、又は一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株券等の高値売り抜けをすることにある場合。
- (v) 最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付を行うなど、当社株主に当社株式の売却を事実上強要するおそれのある買付行為である場合。
- (vi) 大規模買付者による支配権取得及び支配権の取得後における当社の顧客、従業員その他の利害関係者の処遇方針等により、当社の株主はもとより、顧客、取引先、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値が著しく毀損する恐れがある又は当社の企業価値の維持及び向上を妨げる重大な恐れがあると客観的、合理的な根拠をもって判断される場合。
- (vii) 買付の条件（対価の価額・種類、買付の時期、買付方法の適法性、買付実行の実現可能性、買付後における当社従業員、取引先、顧客その他利害関係者の処遇方針等を含む。）が当社の企業価値の本質に鑑み著しく不十分又は不適当な買付である場合。

#### 大規模買付対抗措置の発動の手続

当社取締役会が、具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたっては、当社取締役会の判断の客観性及び合理性を担保するため、独立委員会の意見、勧告を最大限尊重し、当社監査役会の賛同を得るものとします。

#### (3) 本施策の有効期間ならびに廃止および変更

本施策の有効期間は平成19年6月27日開催の定時株主総会から平成21年6月に開催予定の当社定時株主総会終結時までとします。

また、本施策の有効期間満了前であっても、企業価値及び株主共同の利益確保又は向上の観点から、関係法令の整備等の状況を踏まえ、本施策を随時見直し、臨時株主総会において本施策を廃止する旨の決議が行われた場合、又は当社の株主総会で選任された取締役から構成される当社取締役会において本施策を廃止する旨の決議が行われた場合には、本施策は廃止されるものとします。なお、平成21年6月に開催予定の当社定時株主総会終結時以降における本施策については、必要な見直しをした上で、本施策の継続、又は新たな内容の施策の導入に関して株主の意思を確認させていただく予定です。

本方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと及びその理由

#### (1) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的

前述のとおり、本施策は、株主をして大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断を可能ならしめ、かつ当社グループの企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付者が従うべき大規模買付ルール、並びに当社が発動しうる大規模買付対抗措置の要件及び内容を予め設定するものであり、当社グループの企業価値

及び株主共同の利益の確保及び向上を目的とするものです。

また、前述の大規模買付ルールの内容並びに大規模買付対抗措置の内容及び発動要件は、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保と向上という目的に照らして合理的であり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上に資するような大規模買付行為までも不当に制限するものではないと考えます。

(2)事前開示

本施策における大規模買付ルールの内容並びに大規模買付対抗措置の内容及び発動要件は、いずれも前記において具体的かつ明確に示したところであり、株主、投資家及び大規模買付者にとって十分な予見可能性を与えるものと考えます。

(3)株主意思の反映

前記(3)に述べたとおり、本施策の有効期間は、平成21年6月開催予定の定時株主総会の終結時までであり、それ以降も当社株主総会において本施策の継続等に関して株主の意思を確認させていただくことを予定しております。

したがって、本施策の継続、廃止又は変更の是非の判断には、株主総会における決議を通じて株主の意思が反映されるものと考えます。

(4)取締役会の判断の客観性・合理性の確保

本施策においては、前記(2)のとおり、大規模買付対抗措置の発動の要件として、客観的かつ明確な要件を定め、発動の要件に該当するか否かの判断に当社取締役会の恣意的判断の介入する余地を可及的に排除しております。

また、本施策においては、前記(2)のとおり、大規模買付対抗措置の発動の手続を定め、当社取締役会の恣意的な判断を排除しております。

したがって、本施策においては、当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたり、その判断の客観性・合理性を担保するための十分な仕組みが確保されているものと考えます。

本施策が株主及び投資家に及ぼす影響について

(1)大規模買付ルールが株主及び投資家に及ぼす影響

大規模買付ルールは、大規模買付者が大規模買付行為を行うにあたって従うべきルールを定めたものにとどまり、新株予約権その他の株券等を発行するものではありませんので、株主及び投資家の権利利益に影響を及ぼすものではありません。

大規模買付ルールは、当社の株主をして、必要かつ十分な情報をもって大規模買付行為について適切な判断をすることを可能ならしめるものであり、当社の株主共同の利益に資するものと考えます。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより、大規模買付行為に対する当社の対応が異なる可能性がありますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

## (2)大規模買付対抗措置の発動が株主及び投資家に及ぼす影響

大規模買付対抗措置を発動した場合でも、当該大規模買付行為に係る特定株主グループの株主には、その法的権利又は経済的利益に損失を生ぜしめる可能性があります。それ以外の株主の法的権利又は経済的利益には格別の損失を生ぜしめることは想定しておりません。当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議した場合は、法令及び証券取引所規則に従って、適時に適切な開示を行います。

大規模買付対抗措置として株主に対する無償割当の方法によって新株予約権の発行がなされる場合は、当社取締役会で定めて公告する基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が割り当てられますので、名義書換未了の株主には、当該基準日までに名義書換を完了していただく必要があります。また、新株予約権の行使に際しては、株主には、新株を取得するために、所定の期間内に一定の金額の払込みを行っていただく必要があります。かかる手続を行わない場合は、当該株主の議決権保有割合が希釈化することになります。ただし、当社が新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することができるのと取得条項が定められた場合において、当社が取得の手続を取ったときは、取得の対象となる新株予約権を保有する株主は、金銭を払い込むことなく当社株式を受領することになります（なお、この場合、かかる株主には、別途、特定株主グループに属する者でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面を提出していただくことがあります。）。

なお、大規模買付対抗措置として株式分割がなされる場合は、株主に必要な手続は特にありません。

## (5) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間は研究開発費として45億5百万円を投入しました。

なお、当第2四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

当第2四半期連結会計期間における当社グループの主要な研究開発成果は次のとおりです。

電子工業用機器の半導体製造装置分野において、次世代半導体製造の洗浄工程向けに、エッチングの精度を上げ、同時に半導体ウエハーの利用可能な有効面積を広げることができる新方式のウエハーエッチング（洗浄）技術を開発しました。

なお、文中における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

### 第3【設備の状況】

#### (1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### (2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設計画は次のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	投資予定額 (百万円)		着手及び完了予定		完成後の 増加能力
				総額	既支払額	着手年月	完了年月	
提出会社	未定 (熊本県上益城郡)	全社	工場用地	3,600	-	平成21年 2月	-	未定

(注) 1 上記金額には、消費税等は含んでおりません。

2 設備投資計画の所要資金は自己資金および借入金等により充当する予定であります。

3 上記は今後の事業継続へのリスク分散、将来への事業展開のために新生産拠点用地の取得を計画しているものであり、着手年月は用地取得予定年月であります。工場建設は平成22年1月の着工を予定していますが、現段階では事業所名、完成後の増加能力等の詳細は決定しておりません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	900,000,000
計	900,000,000

##### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年11月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	253,974,333	253,974,333	東京証券取引所 大阪証券取引所 (各市場第一部)	
計	253,974,333	253,974,333		

(注) 「提出日現在発行数」には、平成20年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていない。

## (2) 【新株予約権等の状況】

## 新株予約権付社債

2009年9月30日満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(平成15年10月6日発行)

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	14,999
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20,025,367
新株予約権の行使時の払込金額(円)	749 (注8)
新株予約権の行使期間	平成15年10月20日から平成21年9月16日(ただし、本社債が繰上償還(注1)される場合には、かかる繰上償還日の3銀行営業日前の日)の営業終了時まで(行使請求地時間)。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	本新株予約権の行使により発行する株券の発行価格のうち資本組入額は、転換価額(ただし、(注2、3)によって調整された場合は調整後の転換価額)に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
新株予約権の行使の条件	当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、以後本新株予約権を行使することはできないものとする。また、各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡制限はない。
代用払込みに関する事項	旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号により、本新株予約権を行使したときは本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込があったものとみなす。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	
新株予約権付社債の残高(百万円)	14,999

(注) 1 当社は、平成18年10月31日以降、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、かかる終値のない日を除き連続する30取引日にわたり、当該各取引日に適用のある転換価額の130%以上であった場合、本新株予約権付社債所持人に対し30日以上60日以内の通知を行うことにより、残存する未償還本社債全部(一部は不可)を本社債額面金額の100%で繰上償還することができる。

- 2 平成17年9月30日(日本時間、以下「決定日」という)まで(当日を含む)の30連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げる)(以下、「決定日価額」という)が、決定日に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は平成17年10月11日(日本時間、以下「効力発生日」という)以降、決定日価額(ただし、決定日の翌日から効力発生日(当日を含む)までに効力の発生する下記(注3)の調整を受ける)に修正される。ただし、かかる算出の結果、修正後転換価額が下限転換価額(以下に定義する)未満となる場合は、修正後転換価額は下限転換価額とする。「下限転換価額」とは、決定日に有効な転換価額の80%に相当する価額(ただし、決定日の翌日から効力発生日(当日を含む)まで効力の発生する下記(注3)の調整を受ける)の1円未満を切り上げた金額をいう。また、転換価額は、当該修正及び調整の結果、適用ある日本の法律の下で、全額払込済かつ追加払込義務のない当社普通株式が適法に発行できなくなるような修正はなされないものとする。

- 3 転換価額は、本新株予約権付社債発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額で当社普通株式を発行又は処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数（ただし、普通株式に係る自己株式数を除く）をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \left( \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数}}{\text{1株当たりの発行・処分価額}} \times \text{1株当たりの時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、及び当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の発行等が行われる場合等、その他一定の場合にも適宜調整される。

- 4 新株予約権を行使しようとする者の請求があるときは、その新株予約権が付せられた社債の全額の償還に代えて新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込があったものとする。また、新株予約権が行使されたときには、当該請求があったものとみなす。
- 5 平成17年6月28日開催の第64回定時株主総会において第64期利益処分案が承認可決され、株主配当金が1株につき7円50銭と決定されたことに伴い、社債契約書の転換価額調整条項に従い、平成17年4月1日に遡って転換価額を824円から821円に調整した。さらに、注2の転換価額の下修正条項に該当したため、平成17年10月11日以降、転換価額を766円に調整した。
- 6 平成18年6月28日開催の第65回定時株主総会において第65期利益処分案が承認可決され、株主配当金が1株につき10円と決定されたことに伴い、社債契約書の転換価額調整条項に従い、平成18年4月1日に遡って転換価額を766円から763円に調整した。
- 7 平成19年6月27日開催の第66回定時株主総会において剰余金の処分の件が承認可決され、株主配当金が1株につき15円と決定されたことに伴い、社債契約書の転換価額調整条項に従い、平成19年4月1日に遡って転換価額を763円から756円に調整した。
- 8 平成20年6月26日開催の第67回定時株主総会において剰余金の処分の件が承認可決され、株主配当金が1株につき10円と決定されたことに伴い、社債契約書の転換価額調整条項に従い、平成20年4月1日に遡って転換価額を756円から749円に調整した。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はない。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年7月1日～ 平成20年9月30日		253,974		54,044		26,636



## (5)【大株主の状況】

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	22,542	8.87
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	13,710	5.39
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	11,301	4.45
ビービーエイチ ルクス フィデ リティ ファンズ ジャパン ファンド (常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ銀行決済事業部)	KANSALLIS HOUSE, PLACE DE L'ETOILE, L-1021 LUXEMBOURG  (東京都千代田区丸の内2丁目7番1号)	8,115	3.19
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口4G)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	6,875	2.70
株式会社京都銀行	京都市下京区烏丸通松原上ル薬師前町 700	6,730	2.65
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	4,562	1.79
株式会社滋賀銀行	滋賀県大津市浜町1番38号	4,241	1.67
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	3,823	1.50
ザ チェース マンハッタンバン ク 385036 (常任代理人 株式会社みずほコ ーポレート銀行兜町証券決済業 務室)	360 N. CRESCENT DRIVE BEVERLY HILLS. CA 90210 U.S.A.  (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	3,674	1.44
計	-	85,576	33.69

(注) 1 上記のほか自己株式が16,567千株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合6.52%)ある。

2 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)および日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G)の所有株式数は信託業務に係るものである。

3 下記のとおり大量保有報告書および変更報告書の写しを送付されているが、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有状況の確認ができないため、上記大株主の状況では考慮していない。

提出者(大量保有者)	報告義務発生日	報告義務発生日現在の 保有株式数(千株)	発行済株式総数に対する 保有株式数の割合(%)
ジェー・ピー・モルガン・フレミング・ア セット・マネジメント・ジャパン株式会社	平成16年3月31日	3,770	1.48
りそな信託銀行株式会社	平成16年8月31日	3,757	1.48
モルガン・スタンレー・アンド・カンパ ニー・インターナショナル・リミテッド	平成19年1月15日	8,136	3.20
野村アセットマネジメント株式会社	平成20年2月15日	22,995	9.05
三菱UFJ信託銀行株式会社	平成20年2月25日	9,112	3.59
フィデリティ投信株式会社	平成20年8月15日	23,869	9.40
みずほ信託銀行株式会社	平成20年8月15日	7,145	2.81

## (6) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 16,567,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 236,493,000	236,493	
単元未満株式	普通株式 914,333		
発行済株式総数	253,974,333		
総株主の議決権		236,493	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式17,000株(議決権17個)および当社名義となっているが実質的に所有していない株式1,000株(議決権1個)が含まれている。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式537株が含まれている。

## 【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
(自己保有株式) 大日本スクリーン製造株式会社	京都市上京区堀川通寺之内 上る4丁目天神北町1番地 の1	16,567,000		16,567,000	6.52
計		16,567,000		16,567,000	6.52

(注) 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっているが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権1個)ある。

なお、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄に含めている。

## 2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	472	529	520	452	483	460
最低(円)	393	437	420	378	360	330

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものである。

## 3【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて取締役および監査役の異動はない。

(注) 当社では、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定機能および業務執行の監督機能と各カンパニーおよびセンターの業務執行機能とを明確に区分し、経営効率の向上を図るために執行役員制を導入している。前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までの執行役員の役職の異動は以下のとおりである。

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
上席執行役員 メディアアンドプレジジョン テクノロジーカンパニー社長	上席執行役員 メディアアンドプレジジョン テクノロジーカンパニー社長 兼 同カンパニー管理統轄部長	藤澤恭平	平成20年7月1日

## 第5【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成している。

なお、第1四半期連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）から、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日 内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号のただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成している。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人による四半期レビューを受けている。

## 1【四半期連結財務諸表】

## (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	28,116	26,247
受取手形及び売掛金	72,863	85,793
商品及び製品	38,635	30,898
仕掛品	42,058	36,482
原材料及び貯蔵品	6,608	6,548
繰延税金資産	6,306	6,771
その他	7,228	5,011
貸倒引当金	1,234	765
流動資産合計	200,582	196,988
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	55,506	55,120
機械装置及び運搬具	32,421	31,030
その他	28,310	22,108
減価償却累計額	62,779	59,191
有形固定資産合計	53,459	49,069
無形固定資産		
のれん	2,295	2,295
その他	2,629	692
無形固定資産合計	4,924	2,988
投資その他の資産		
投資有価証券	30,095	35,714
その他	7,682	6,496
貸倒引当金	141	143
投資その他の資産合計	37,636	42,067
固定資産合計	96,020	94,125
資産合計	296,602	291,114

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	77,687	74,546
短期借入金	18,144	12,252
1年内償還予定の新株予約権付社債	14,999	-
1年内返済予定の長期借入金	4,666	4,028
リース債務	2,116	-
未払法人税等	1,259	2,174
設備関係支払手形	707	2,611
役員賞与引当金	45	95
製品保証引当金	4,051	4,101
その他	19,636	23,891
流動負債合計	143,313	123,702
固定負債		
社債	17,000	17,000
新株予約権付社債	-	14,999
長期借入金	10,539	8,645
リース債務	7,791	-
退職給付引当金	623	1,497
役員退職慰労引当金	139	152
債務保証損失引当金	75	84
その他	1,354	2,158
固定負債合計	37,523	44,537
負債合計	180,837	168,239
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	54,044	54,044
資本剰余金	30,168	30,176
利益剰余金	45,631	49,389
自己株式	12,233	12,238
株主資本合計	117,611	121,372
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	4,138	6,347
繰延ヘッジ損益	3	6
為替換算調整勘定	6,729	5,619
評価・換算差額等合計	2,594	721
少数株主持分	748	781
純資産合計	115,765	122,874
負債純資産合計	296,602	291,114

( 2 ) 【四半期連結損益計算書】  
【第 2 四半期連結累計期間】

( 単位：百万円 )

	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)
売上高	122,823
売上原価	89,813
売上総利益	33,010
販売費及び一般管理費	1 28,947
営業利益	4,062
営業外収益	
受取利息	158
受取配当金	272
業務受託料	433
その他	970
営業外収益合計	1,835
営業外費用	
支払利息	772
債権売却損	83
為替差損	108
持分法による投資損失	1,896
その他	889
営業外費用合計	3,750
経常利益	2,147
特別利益	
持分変動利益	14
債務保証損失引当金戻入額	8
特別利益合計	23
特別損失	
たな卸資産評価損	2,426
投資有価証券評価損	66
特別損失合計	2,493
税金等調整前四半期純損失 ( )	322
法人税等	2 907
少数株主利益	33
四半期純損失 ( )	1,263

## 【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
売上高	70,760
売上原価	50,810
売上総利益	19,950
販売費及び一般管理費	15,053 <sup>1</sup>
営業利益	4,897
営業外収益	
受取利息	93
受取配当金	13
業務受託料	251
物品売却益	269
その他	363
営業外収益合計	991
営業外費用	
支払利息	408
債権売却損	43
為替差損	491
持分法による投資損失	1,035
その他	591
営業外費用合計	2,570
経常利益	3,317
特別利益	
債務保証損失引当金戻入額	4
特別利益合計	4
特別損失	
投資有価証券評価損	66
特別損失合計	66
税金等調整前四半期純利益	3,255
法人税等	1,447 <sup>2</sup>
少数株主利益	19
四半期純利益	1,788



## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税金等調整前四半期純損失( )	322
減価償却費	4,363
のれん償却額	518
持分法による投資損益( は益)	1,896
退職給付引当金の増減額( は減少)	874
役員賞与引当金の増減額( は減少)	50
製品保証引当金の増減額( は減少)	70
受取利息及び受取配当金	431
支払利息	772
売上債権の増減額( は増加)	13,133
たな卸資産の増減額( は増加)	13,629
その他の流動資産の増減額( は増加)	612
仕入債務の増減額( は減少)	3,345
未払費用の増減額( は減少)	802
その他の流動負債の増減額( は減少)	3,494
その他	340
小計	4,082
利息及び配当金の受取額	447
利息の支払額	812
確定拠出年金制度への移行に伴う拠出額	888
法人税等の支払額	1,437
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>1,391</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
定期預金の増減額( は増加)	123
有形固定資産の取得による支出	3,198
有形固定資産の売却による収入	60
投資有価証券の取得による支出	6
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	1,276
その他	97
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>4,396</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
短期借入金の純増減額( は減少)	6,174
長期借入れによる収入	5,000
長期借入金の返済による支出	2,458
ファイナンス・リース債務の返済による支出	858
自己株式の純増減額( は増加)	2
配当金の支払額	2,374
少数株主への配当金の支払額	7
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>5,472</b>
<b>現金及び現金同等物に係る換算差額</b>	<b>206</b>
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	2,261
現金及び現金同等物の期首残高	24,980
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額( は減少)	91
<b>現金及び現金同等物の四半期末残高</b>	<b>27,150</b>

## 【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
1 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更</p> <p>「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)の適用に伴い、DAINIPPON SCREEN UNTERSTUETZUNGSKASSE GmbH (DAINIPPON SCREEN (DEUTSCHLAND) GmbHの100%子会社)を、第1四半期連結会計期間より連結の範囲に含めている。また、前連結会計年度まで連結子会社であったマイザ株式会社は、第三者割当増資により当社の持分比率が低下し持分法適用関連会社となったため、第1四半期連結会計期間より連結の範囲から除外している。</p> <p>第1四半期連結会計期間において株式取得により子会社としたSilicon Light Machines Corporation (D.S. VENTURE INVESTMENTS INTERNATIONAL, INCORPORATEDの100%子会社)については、重要性が増したため、当第2四半期連結会計期間より、新たに連結の範囲に含めている。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 47社</p>
2 持分法の適用に関する事項の変更	<p>持分法適用関連会社</p> <p>(1) 持分法適用関連会社の変更</p> <p>第三者割当増資に伴う当社持分比率の低下により関連会社となったマイザ株式会社を、第1四半期連結会計期間より持分法適用の範囲に含めている。</p> <p>(2) 変更後の持分法適用関連会社の数 4社</p>
3 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更</p> <p>たな卸資産</p> <p>通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、親会社および国内連結子会社は主として先入先出法又は個別法による原価法によっていたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として先入先出法又は個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定している。これにより、従来の方法によった場合に比べて、当第2四半期連結累計期間の営業利益および経常利益が479百万円減少し、税金等調整前四半期純損失は、2,906百万円増加している。なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。</p>

	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
	<p>(2)「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っている。これにより、従来の方法によった場合に比べて、当第2四半期連結累計期間の営業利益および経常利益がそれぞれ65百万円、96百万円減少し、税金等調整前四半期純損失は96百万円増加している。なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。</p> <p>(3)リース取引に関する会計基準等の適用 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、親会社および国内連結子会社は通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっていたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、第1四半期連結会計期間よりこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっている。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。これにより、従来の方法によった場合に比べて、当第2四半期連結累計期間の営業利益は105百万円増加、経常利益は201百万円減少し、税金等調整前四半期純損失は201百万円増加している。なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。</p>

## 【簡便な会計処理】

	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産に関しては、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっている。

## 【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
税金費用の計算	税金費用については、主として当第2四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算している。なお、法人税等調整額は、法人税等に含めて表示している。

## 【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1 手形割引高及び裏書譲渡高 連結決算日における受取手形の裏書譲渡高は下記のとおりである。	1 手形割引高及び裏書譲渡高 連結決算日における受取手形の裏書譲渡高は下記のとおりである。
受取手形割引高 1,485百万円	受取手形割引高 - 百万円
受取手形裏書譲渡高 30	受取手形裏書譲渡高 38
2 -	2 売上債権流動化に伴う遡及義務 1,847百万円
3 保証債務	3 保証債務
販売先のビジネスローン等 16百万円	販売先のビジネスローン等 34百万円
従業員住宅ローン 615	従業員住宅ローン等 649
関連会社の一括支払信託債務に係る金融機関に対する併存的債務引受	関連会社の一括支払信託債務に係る金融機関に対する併存的債務引受
(株)SOKUDO 576	(株)SOKUDO 598
計 1,208	計 1,281

## ( 四半期連結損益計算書関係 )

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
1 販売費及び一般管理費の主なものは以下のとおり である。	
旅費交通費	1,316 百万円
荷造運賃	1,865
貸倒引当金繰入額	567
役員退職引当金繰入額	26
役員賞与引当金繰入額	45
役員報酬	461
給与手当・賞与	9,085
研究費	2,088
減価償却費	1,999
広告宣伝費	631
退職給付費用	377
のれん償却額	518
2 税金費用については、法人税、住民税及び事業税 と法人税等調整額を一括し法人税等として表示し ている。	

当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	
1 販売費及び一般管理費の主なものは以下のとおり である。	
旅費交通費	542 百万円
荷造運賃	936
貸倒引当金繰入額	519
役員退職引当金繰入額	13
役員賞与引当金繰入額	19
役員報酬	228
給与手当・賞与	4,664
研究費	1,266
減価償却費	997
広告宣伝費	326
退職給付費用	182
のれん償却額	272
2 税金費用については、法人税、住民税及び事業税 と法人税等調整額を一括し法人税等として表示し ている。	

## (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年9月30日現在)	
現金及び預金勘定	28,116 百万円
預入期間が3ヶ月を 超える定期預金	965
現金及び現金同等物	27,150

## (株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成20年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 253,974千株

## 2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 16,567千株

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はない。

## 4. 配当に関する事項

## 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	2,374	10	平成20年3月31日	平成20年6月27日	利益剰余金

## (セグメント情報)

## 【事業の種類別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

	電子工業用 機器 (百万円)	画像情報 処理機器 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	53,515	16,664	581	70,760	-	70,760
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	2,357	2,357	(2,357)	-
計	53,515	16,664	2,938	73,117	(2,357)	70,760
営業利益	3,611	1,283	2	4,897	-	4,897

当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

	電子工業用 機器 (百万円)	画像情報 処理機器 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	90,724	31,081	1,017	122,823	-	122,823
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	4,444	4,444	(4,444)	-
計	90,724	31,081	5,461	127,268	(4,444)	122,823
営業利益	2,243	1,775	44	4,062	-	4,062

(注) 1 事業区分は、製品系列の区分によっている。

## 2 各事業区分の主要製品

電子工業用機器.....半導体製造装置、FPD製造装置、プリント配線板製造装置、保守サービス

画像情報処理機器.....CTP(印刷版出力装置)、デジタル印刷機、その他印刷・製版関連機器、

文字フォント、保守サービス

その他.....リース、印刷、ロジスティクス他

## 3 セグメント間の内部売上高又は振替高は、主に物流サービス子会社の当社及びグループ各社へのサービス売上である。

## 4 会計方針の変更

(棚卸資産の評価に関する会計基準)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」3.(1)に記載のとおり、通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、親会社および国内連結子会社は主として先入先出法又は個別法による原価法によっていたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として先入先出法又は個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定している。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第2四半期連結累計期間の営業利益が電子工業用機器で314百万円、画像情報処理機器で159百万円、その他で5百万円減少している。

(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」3.(2)に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っている。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第2四半期連結累計期間の営業利益が電子工業用機器で68百万円減少し、画像情報処理機器で2百万円増加している。

(リース取引に関する会計基準等)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」3.(3)に記載のとおり、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、親会社および国内連結子会社は通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっていたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、第1四半期連結会計期間よりこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理を行っている。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第2四半期連結累計期間の営業利益が電子工業用機器で123百万円、画像情報処理機器で6百万円増加し、その他で24百万円減少している。

【所在地別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	欧州 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	46,922	10,041	5,795	8,000	70,760	-	70,760
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	15,701	553	1,249	118	17,623	(17,623)	-
計	62,624	10,595	7,045	8,119	88,384	(17,623)	70,760
営業利益	3,874	476	384	122	4,858	39	4,897

当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	欧州 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	81,461	16,664	11,668	13,030	122,823	-	122,823
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	26,032	526	2,552	246	29,358	(29,358)	-
計	107,493	17,190	14,221	13,276	152,182	(29,358)	122,823
営業利益 又は営業損失( )	2,733	519	999	232	4,020	42	4,062

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっている。

2 各区分に属する主な国又は地域

(1) 北米.....米国

(2) アジア・オセアニア...シンガポール、中国、台湾、韓国、オーストラリア

(3) 欧州.....イギリス、ドイツ、オランダ、フランス、イタリア、アイルランド、イスラエル



## 3 会計方針の変更

( 棚卸資産の評価に関する会計基準 )

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」3.(1)に記載のとおり、通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、親会社および国内連結子会社は主として先入先出法又は個別法による原価法によっていたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として先入先出法又は個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定している。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第2四半期連結累計期間の日本の営業利益が479百万円減少している。

( 連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い )

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」3.(2)に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っている。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第2四半期連結累計期間のアジア・オセアニアの営業利益が0百万円減少し、欧州の営業損失が65百万円増加している。

( リース取引に関する会計基準等 )

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」3.(3)に記載のとおり、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、親会社および国内連結子会社は通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっていたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、第1四半期連結会計期間よりこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっている。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第2四半期連結累計期間の日本の営業利益が105百万円増加している。

## 【海外売上高】

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

	北米	アジア・オセアニア	欧州	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	10,167	25,968	6,877	3,865	46,879
連結売上高(百万円)					70,760
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	14.4	36.7	9.7	5.5	66.3

当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

	北米	アジア・オセアニア	欧州	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	17,151	48,127	12,253	5,474	83,007
連結売上高(百万円)					122,823
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	14.0	39.2	10.0	4.4	67.6

(注) 1 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高である。

2 国又は地域の区分は、地理的近接度によっている。

3 各区分に属する主な国又は地域

(1) 北米.....米国、カナダ

(2) アジア・オセアニア.....シンガポール、マレーシア、中国、台湾、韓国、オーストラリア、インド

(3) 欧州.....イギリス、ドイツ、オランダ、フランス、ベルギー、イタリア、アイルランド、北欧、ロシア、東欧

(4) その他の地域.....アフリカ、中近東、中南米

## (有価証券関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成20年9月30日)

その他有価証券で時価のあるもの。

	取得原価(百万円)	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額(百万円)
(1) 株式	18,801	24,958	6,156
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	38	35	3
合計	18,840	24,993	6,153

## (デリバティブ取引関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成20年9月30日)

デリバティブ取引については、事業の運営において重要かつ前連結会計年度の末日に比べて著しい変動があると認められるものがないため、記載していない。

## (ストック・オプション等関係)

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

該当事項はない。

## (企業結合等関係)

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

該当事項はない。

## (1株当たり情報)

## 1 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	484円47銭	1株当たり純資産額	514円26銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額		1株当たり純資産額	
純資産の部の合計額	115,765百万円	純資産の部の合計額	122,874百万円
普通株式に係る純資産額	115,016百万円	普通株式に係る純資産額	122,093百万円
差額の内訳		差額の内訳	
少数株主持分	748百万円	少数株主持分	781百万円
普通株式の発行済株式数	253,974千株	普通株式の発行済株式数	253,974千株
普通株式の自己株式数	16,567千株	普通株式の自己株式数	16,560千株
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	237,406千株	1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	237,413千株

## 2 1株当たり四半期純利益金額等又は1株当たり四半期純損失金額

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)		当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	
1株当たり四半期純損失金額	5円32銭	1株当たり四半期純利益金額	7円53銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失金額であるため記載していない。		潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額	6円95銭

(注) 1株当たり四半期純損失金額並びに1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)		当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	
1株当たり四半期純損失金額		1株当たり四半期純利益金額	
四半期純損失	1,263百万円	四半期純利益	1,788百万円
普通株主に帰属しない金額		普通株主に帰属しない金額	
普通株式に係る四半期純損失	1,263百万円	普通株式に係る四半期純利益	1,788百万円
普通株式の期中平均株式数	237,412千株	普通株式の期中平均株式数	237,410千株
潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額		潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額	
当期純利益調整額		当期純利益調整額	
普通株式増加数		普通株式増加数	20,025千株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	

(重要な後発事象)  
該当事項はない。

## 2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月12日

大日本スクリーン製造株式会社  
取締役会 御中

### あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 中尾正孝

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 砂畑昌宏

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 福島康生

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている大日本スクリーン製造株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、大日本スクリーン製造株式会社及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 追記情報

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されているとおり、第1四半期連結会計期間より棚卸資産の評価に関する会計基準を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。  
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。